

大和三山風景林協議会規約

(名称)

第1条 本会は、大和三山風景林協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、万葉集にも詠われ、国の名勝にも指定された橿原市を代表する大和三山の美しい歴史的な風景及び魅力ある自然環境を次世代に継承するため、関係機関との協働により、大和三山風景林の整備・管理及び活用を適切かつ円滑に推進することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、奈良森林管理事務所と緊密な連携の下に次の事業を行うものとする。

- (1) 大和三山風景林の環境整備・保全に関すること。
- (2) 大和三山風景林の活用に関すること(ソフト対策の実施に関するものに限る。)
- (3) 大和三山風景林のPR、普及啓発に関すること。
- (4) 大和三山風景林の利用者の安全対策に関すること。
- (5) 森林環境整備推進協力金の収受及び活用に関すること。
- (6) サポーターの募集・選定及び活用に関すること。
- (7) その他目的の達成に必要な事業に関すること(特定の企業等の商品販売、営業活動に繋がらないものに限る。)

2 協議会は、前項の事業を行うに当たっては、全体活動計画及び年間活動計画を作成する。

3 協議会は、第1項の事業を行うに当たっては、法令等を遵守し、大和三山風景林の利用者の快適な利用に資するよう円滑に実施するものとする。

(構成)

第4条 協議会の構成は別紙のとおりとする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 1名

2 会長は、会員の互選により選出し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 副会長及び監事は、会長の指名により選出するものとする。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括するとともに、奈良森林管理事務所長との連絡、調整にあたる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が事故ある時は職務を代理する。
- (3) 監事は、会務を監査する。

(相談役)

第7条 協議会に相談役を置く。

2 相談役は、奈良森林管理事務所長とする。

3 相談役は、大和三山風景林の管理責任者として、協議会の運営に対して、必要な助言をすることができる。

(会 議)

第 8 条 協議会の目的を達成するため、会長の招集により会議を年 1 回開催し、次の事項を付議する。ただし、必要により臨時に開催することができる。

- (1) 事業計画（全体活動計画及び年間活動計画）及び収支予算に関する事項
- (2) 事業実績及び収支決算に関する事項
- (3) 規約の改廃に関する事項
- (4) その他必要な事項

2 会議の議長は、会長があたるものとし、議事は出席会員の過半数によって決定し、可否同数の場合は、議長がこれを決定する。

3 第 1 項第 1 号及び第 2 号は、第 2 項の規定に基づく決定を経て公表するものとする。

(経 費)

第 9 条 協議会の事業は、次の経費をもって充てる。なお、森林環境整備推進協力金は、別会計とし、協議会の事務・運営に要する経費には充当しない。

- (1) 負担金
- (2) 森林環境整備推進協力金
- (3) サポーターからの資金
- (4) その他第 3 条の事業実施に伴う収入

(負担金)

第 10 条 協議会に関する負担金の額は、これを構成する者の協議により定めるものとする。

(会計年度)

第 11 条 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日をもって終わる。

2 協議会の事業実績及び収支決算は、毎年会計年度の終期をもって整理する。

(立木竹の所有権等の権利)

第 12 条 協議会は、大和三山風景林における立木竹等についての所有権その他一切の権利を有しない。

(事務局)

第 13 条 協議会の事務局は、檀原市役所に置く。

(その他)

第 14 条 この規約に定めるもののほか、運営に必要な事項は協議会で定める。

(附則)

1 この規約は、平成 2 9 年 5 月 1 7 日から施行する。

2 協議会の設立当初の役員の任期は、第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、協議会の定めるところとする。

3 協議会の設立当初の会計年度は、第 1 1 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 2 9 年 5 月 1 7 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までとする。